

建設建築委員会記録(No.35)

1 日 時 令和6年12月10日(火)
午前 9時59分 開会
午前11時56分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(7人)

委員長	泉 日出夫	副委員長	山内涼成
委員	西田 一	委員	松岡裕一郎
委員	木畑広宣	委員	浜口恒博
委員	渡辺 均		

4 欠席委員(1人)

委員 中島慎一

5 出席説明員

都市戦略局長	上村周二	計画部長	南孝昌
開発指導課長	二見昌太郎	都市再生推進部長	小野勝也
事業推進課長	一瀬修志	都市整備局長	石川達郎
道路部長	北島徳隆	道路計画課長	竹島久美
河川公園部長	船越英明	水環境課長	渡辺晴子
交通局長	白石基		外関係職員

6 事務局職員

書記 岩瀬美咲 書記 吉富裕二

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第141号 北九州市手数料条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	議案第144号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
3	議案第151号 市道路線の認定、変更及び廃止について	
4	議案第152号 且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について	
5	議案第153号 損害賠償の額の決定及び和解について	
6	議案第191号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
7	議案第192号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
8	議案第193号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
9	議案第194号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
10	議案第195号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
11	議案第196号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
12	議案第197号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
13	議案第198号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
14	議案第199号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
15	議案第200号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	

16	議案第201号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決すべきものと決定した。
17	議案第202号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
18	議案第203号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
19	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
20	議案第210号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）	
21	議案第212号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）	
22	議案第215号 令和6年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）	
23	陳情第220号 門司港鉄道遺構を保存することを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
24	陳情第221号 市行政による門司鉄道遺構保存のためのクラウドファンディング実施を行うことを求める決議について	継続審査とすることを決定した。
25	請願第7号外53件について	別添請願・陳情一覧表の請願2件及び陳情52件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
26	盛土規制法に関する取組について	都市戦略局より別添資料のとおり報告を受けた。
27	門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについて	
28	北九州市道路整備中長期計画（素案）について	都市整備局より別添資料のとおり報告を受けた。
29	小熊野川準用河川改修事業の公共事業再評価について	

8 会議の経過

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会します。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査を行った後、都市戦略局から2件、都市整備局から

2件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第141号、144号、151号から153号、191号から203号、205号のうち所管分、210号、212号及び215号の以上22件を一括して議題とします。

まず、議案第141号、144号、151号から153号、192号、193号、198号から200号、202号、203号、205号のうち所管分、210号、212号及び215号の以上16件について一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案16件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案16件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第191号、194号から197号及び201号の以上6件について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案6件については、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、議案6件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室を願います。

(執行部入退室)

次に、請願・陳情の審査を行います。

まず、陳情第220号、門司港鉄道遺構を保存することを求める陳情についてを議題とします。事務局に文書表を朗読させます。

(文書表の朗読)

本件について、当局の説明を求めます。事業推進課長。

○事業推進課長 陳情第220号、門司港鉄道遺構を保存することを求める陳情について、本市の考えを説明いたします。

門司港地域に点在している公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分でなく、安全面や衛生面などに課題を抱えています。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一という考えの

下、門司港地域複合公共施設整備事業については着実に進めていくこととしております。

北九州市では、保有する公共施設の多くが、同時期に大規模改修や更新が必要な状況となっていくことから、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的に、平成28年に公共施設マネジメント実行計画を策定し、門司港地域複合公共施設整備事業は、このモデルプロジェクトとして位置づけられています。

本事業で集約する公共施設のほとんどは、一般的な耐用年数を超えているため、改修による継続利用ではなく、建て替えとすることとし、約9年間の協議を経て、議会での議論、市民の皆様や地元の各団体への説明会、パブリックコメントなどで様々な意見を伺いながら、一つ一つプロセスを踏んで進めてきております。

一方で、現在集約対象となっている各施設におきましては、利用上の不具合などが生じた場合は、その都度、利用される市民の方に御不便をおかけしないよう、応急処置で対応している状況でございます。

複合公共施設の建設予定地につきましては、市有地を含む複数の候補地につきまして、門司港駅などの公共交通の拠点からのアクセス性や、施設を一体的に整備できる敷地規模などの視点で比較検討し、併せて施設利用団体等との意見交換及びアンケート調査やパブリックコメントなどの結果を踏まえ、門司港駅東地区と駅西地区の2か所を候補地としました。

さらに、この2か所の候補地につきまして、建設費や維持管理費等の経済性、公共交通利用者の利便性、地域の活性化につながる商店街等への波及効果などの観点や市民意見などを総合的に検討し、門司港駅東地区を選定しており、建設予定地の代替地はないものと考えております。

施設計画につきましては、施設の利用実態を踏まえ、施設の機能や規模、整備内容を検討し、市民利用施設はホールの座席数や会議室数を削減、図書館は2施設を1施設に集約、庁舎は会議室やトイレ、エレベーターなどを共用利用とすることで面積を削減するなど、真に必要なものに限り整備する計画としております。

また、市では区役所DX推進としまして、スマらく区役所サービスプロジェクトを立ち上げ、デジタル技術を活用した新たな窓口サービスへの変更を総合的に進めており、各種証明書のコンビニ交付の実施や、オンライン手続ポータルサイト「スマらく窓口」の開設などを取り組んでいます。

一方で、区役所には、デジタル技術に不慣れな方に対しての丁寧な窓口対応や相談機能の充実、地域コミュニティー支援の機能強化も求められています。現計画につきましては、このような考え方に基づいて、必要な機能を効率的に配置し、最低限必要な規模を確保しています。

このようなことから、施設の規模につきまして、現計画をさらに縮小することは、適当ではないと考えております。

次に、災害対策につきましては、令和元年12月に福岡県が高潮浸水想定を公表し、建設予定

地が高潮浸水想定区域に指定されたことを受けまして、複合公共施設の設計に当たり、国の災害に強い官公庁施設づくりガイドラインにのっとり重要な設備を上層階に設けるなど、災害リスクを回避、低減させる対応を講じるとともに、防災拠点機能の維持強化を図るため、庁舎機能を2階以上に配置する計画としております。

続きまして、遺構の存在につきましては、当該建設予定地は、当初、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されておりました。このことから、遺構の存在を認識している者はいなかったと考えられます。

北九州市が工事を行う際には、包蔵地でなくても、工事着手前に任意で試掘調査を行っており、当該建設予定地でも試掘を行ったところ、遺構の一部が確認され、これを受け、令和5年5月に当該地は埋蔵文化財包蔵地に指定されました。その上で、発掘調査におきましても、法令に基づいて適切に実施しております。

遺構が出土して以降、専門家や市民の皆様、そして議会から、できるだけ早期に複合公共施設を整備してほしいという意見から、遺構を現地に残してほしいという意見まで、様々な御意見をいただいております。こうした声に何とか応えられないかと知恵を絞り、市として最大限何ができるか、慎重かつ照査に検討した結果、市民の安全・安心を守り、門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策を取りまとめたところでございます。

遺構の取扱いにつきましては、この5つの方策に基づき、門司の発展の歴史などを分かりやすく後世に伝えていきたいと考えております。

最後に、複合公共施設の建設工事の入札につきましては、応札者がいなかったため、中止となりました。これは、建設資材の高騰や人件費の上昇などの影響によるものと考えておりますが、集約建て替え対象の公共施設は老朽化が著しく、市民の皆様にご不便や御負担をおかけしており、その対応は待ったなしの状況であるため、市民の安全・安心が第一との考えの下、本事業は着実に進めてまいります。

このため、これまで目指してきた令和9年度中の完成に向け、遅れが極力生じないように検討を行った結果、建設工事のうち、くい工事を令和7年度当初から着手できるよう、令和6年度中にくい工事の契約を行い、造成工事完了後、速やかにくい工事に着手することとしております。

今後も引き続き市民の皆様のご安全・安心及び利便性の向上と門司港地域の未来の発展のために、本事業をしっかりと進めてまいります。説明は以上となります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 陳情をいただきまして、率直な意見として、まさにこの陳情は言い当てているなという思いがしております。

市の答弁でずっと言われている安全・安心というものは、待ったなしだということはずっと言い続けてきたんですけれども、なぜ、これが今まで放置をされてきたのか、安全・安心というものを待ったなしだというならば、なぜ放置してきたのかということについては、納得のいく答弁はこれまでもなかったということ。

それから、ここに至ったプロセスというものが、非常に市民に分かりにくい状況をつくってしまったということについては、私は反省すべき点が多々あるだろうと思っています。遺構の問題は都市ブランド創造局の所管であるということでありますけれども、この遺構の問題についても、プロセスが曖昧で、専門家の意見を一切聞くことなく市の独断で決めたということについては、非常に憤りを覚えております。

それから、1点質問なんですけれども、JRからこの土地を購入したのはいつだったのですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 JRからこの用地を購入したのは、令和4年12月となっております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 包蔵地指定は。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 包蔵地指定は、先ほどの説明でも申し上げましたが、令和5年5月となっております。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということですよ。ですから、本当にこれね、JR九州はここに遺構があることを知らなかったのかという疑問が私の中にずっとあるんですよ。JR九州は、購入の際にもこのことについては何も触れていないのですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。こちらの土地は、先ほども申し上げましたとおり、周知の包蔵地としては指定されていなかったものですから、我々もそういった、そこに何があるということは、当然知り得なかったというところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） JR九州に対して、意見聴取はしましたか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 土地の購入に関しましては、もともとこちらは借地というところで交渉を続けてきたところがございます。我々としましては、市の今後80年間使うというところ、経済性等も含めまして、どちらかというところ、購入させてくれという交渉をしていたというところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これはもう突然ね、購入しますということが決まったという印象を持っていますし、まずね、ゼロマイル地点というのがきちんとあるわけですよ、鉄道記念館の前にね。ゼロマイル地点があつて、そしてここには、旧門司駅があつたんだということを示す明治時代の写真等もあつたわけですよ。これをもってね、JR九州が、遺構があることを知らなかったということにはならないと思うんですけども、そこら辺の聴取を市が本当にしたのかなど。そしたら、ここは買えないよねという判断にならなかったのかなという思いがしますけれども、そこはいかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々、そういった土地を購入するときには、いろんな条件を調べてまいります。その中で1つ、包蔵地指定というところも、当然我々は調査として入ります。ただ、この土地に関しましては、包蔵地指定されていなかったもので、我々としては、そちらのことにしましては特に、何というんですかね、用地を買う際には、そこは包蔵地でないという認識の下で、購入をさせていただいているというところでございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そしてね、これ以上議論はしませんけど、購入後に包蔵地指定をしたのは市ですから、そこはやっぱり不信感が残るんですよ。そこはちょっと最後に指摘をさせていただいて、終わりたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問や意見ありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、この陳情に沿ってお尋ねしますと、入札が不調に終わったわけですよ。すみません、確認レベルの話なんですけど、当然次もまた入札するわけですが、仮に次の入札も不調に終わった場合は、その次はどうなるのか、教えてください。

それと、これもさんざん議論があつてきた話なんですけど、1,000年に一度というか、今の自然災害の状況、豪雨の状況を考えると、水害が起こると、この予定地で仮に複合施設建てたとしても、万が一、水害で庁舎が水につかるという可能性がゼロではないと思うんですが、改めて、そういった自然災害に対する対応も含めてお尋ねしたいと思います。

そもそもなんですけど、ICOMOSがヘリテージ・アラートを出したわけですよ。私もこれずっと、ヘリテージ・アラートが出る前から警鐘を鳴らしてきたんですが、案の定、ICOMOSはヘリテージ・アラートを発出したというところで。この間私は、とにかくICOMOSに対しては丁寧な対応、誠実な対応するようにお願いしてきたわけです。その結果なのか、その5つの方策、これまた後から報告があるんでしょうから、そちらで議論させていただくとして、この陳情に対応する質疑応答という中で、ICOMOSのヘリテージ・アラートに対する答えが、最終的には5つの方策なのかというところ、この3点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 それでは、西田委員の3つの質問に対して、順次お答えさせていただきます。

まず、入札の件です。今回、金額が合わなかったということで入札中止になっておりますが、仮に次も入札不調になった場合どうするのかというところなんですが、今回の入札につきましては、物価の高騰であったり、人件費の高騰、そういったところで、要は事業者等の金額、我々が定めた予定価格では合わなかったというところで認識しております。次に発注する際に、我々今、その発注の時期に応じて、そのときに適正な価格、市場の価格というのもしっかりと把握した上で、入札が不調にならないようにというところで今動いているところでございますので、仮に次、入札不調になった場合ということは、正直考えておりません。

2つ目、自然災害についてどう対処していくのかというところで、もともとこちらの場所を選定する際にも、災害はいろんな種類があります。例えば、土砂災害警戒区域であったり、水害ですと津波であったり、高潮であったり、内部氾濫とか、浸水というところもございます。我々はそういったことをしっかりと調べながら、この場所の選定を行ってきたというところでございます。

高潮につきましては、我々がこの場所を選定した後に、高潮の浸水想定区域となりました。この高潮に関しましては、私何度か、こちらでも御説明差し上げたと思うんですけども、水防法の中の14条というところがございます。想定し得る最大の高潮というところで、日本最大級と言われる室戸台風並みの台風、そういったものが勢力を弱めずに来まして、そのときのタイミングがたまたま大潮の満潮だったというところで、その台風が来るのが500年から数千年とか、満潮と合うのが、またどんな確率かというところもございます。この高潮に関しましては、発生頻度の低い水害というところへ位置づけられております。

そのときに我々は何をしなきゃいけないのかというところが、先ほど申しましたガイドラインに書いておりますが、そこに建物を建てるなということではなくて、そういったものを建てる際には、例えば水につからないところにしっかりと災害対策本部が保てるようとか、電源施設等は上に上げて、そういった対策を取りなさいとあります。

我々としましても、そういったもの、高潮に対しても安全な場所というのがあればよかったですけれども、実際、門司区だけには限らないんですが、日本の平地の少なさというのもございまして、我々としてはそういった災害に関して一つ一つ吟味しながら、何が最適な答えかというところを考えながら進めてきて、あの場所で建てるというところで今進んでいるところでございます。以上でございます。

もう一個、すみません。ヘリテージ・アラートですね。ヘリテージ・アラート、要はI C O M O Sの文化財の保護ということに対しての貴重な御意見であったり、また、市民団体の皆様からもいろんな御意見いただいております。そういった意見をいろいろ受けながら、片や遺構を残してくれという御意見、また、事業を進めてくれという御意見、いろんな意見で、我々として何ができるのかということを経済的に考えた結果の、5つの方策というところでお示しし

ております。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** まず、入札不調に関して、次も不調であれば、どういうことになるのかと。これは別に、すみません。精神論を伺ったわけじゃなくって、制度上どうなるのかというのを伺ったので、もう一回答弁お願いします。

○**委員長（泉日出夫君）** 事業推進課長。

○**事業推進課長** 制度上どうなるのかというところに関して、また、次に入札をやるとか、いやいや、入札をやめてもう一回考えるとか、いろんなパターンあるとは思っております。ただ、我々としましては、この事業に関しましては、老朽化対策は待たなしというところで、安全・安心が第一という考えの下、進めております。ということを考えますと、仮に入札不調になった場合でも、その原因が何なのかというところをしっかりと吟味、しっかりと照査、精査した上で、次のほうに進めていくという考えでございます。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 今回入札不調に終わった金額に関しては、恐らく技術監理局も含めて、例えば、現在の資材価格であったりとか、現在の労務単価であったりとか、そういったことを複合的にきちっと積算した金額かなと思っっているんですが、それが事業者さんの考える金額と合っていなかったというか、低かったということなんですが。じゃ、次の積算、入札、最低価格なのか、適当な価格というのは何を基準に決められるんですか。

すみませんね。何を基準にというのが、今技術監理局が持っている現時点での、例えば、国が示す労務単価であったりとか資材の単価であったり、行政として、当然そういったきちっとした公的基準に基づいて積算すると思うんですが、先ほど何かちょっと課長の答弁聞いていると、いや、次はそういうことはないんだというところで、精神論というか、頑張りますが先走ると、必要以上に価格が高騰してしまうと、僕はちょっと危惧したものですから、次はどういった基準でそれをお決めになるんですか。

○**委員長（泉日出夫君）** 事業推進課長。

○**事業推進課長** 基本的には、当然技術監理局が出す価格であったり、どれくらい今回の価格に、実勢単価等もございますけれども、そういったものも見ながら、我々として何が合っていなかったのか、その中で単価をどう決めていくのか。要は、発注する前の単価、最新の単価というものをまた入れて、積算することにはなると思うんですけれども、そういったものを踏まえて、だから、いたずらに価格を上げるとかそういった行為は、我々としても当然しないので、しっかりと適正単価がどこなのかという見極めをしながら進めていくというところがございます。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 今から、作業としてされている、取りかかっていると思うんですが、く

れぐれも、建てたいばかりに、いたずらに価格が上がるようなことは絶対ないようにしていただきたいと思います。

それと、先ほど自然災害の話もありましたが、水防法14条なども、今引用されて答弁されたと思うんですが、とはいえ室戸台風並み、しかも、それが大潮のときという条件もお話しされましたけど、それが500年に一度なのか、1,000年に一度なのか、今本当にそういう時代ですか。というのが、室戸台風並みの台風が勢力を弱めずに上陸する可能性も、室戸台風当時以上に当然あるわけですよ、それが大潮のときに当たるということも、当然、頻度としては室戸台風、あれ、室戸台風いつでしたっけ。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 昭和28年です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） まさに北九州が大水害に襲われた。ですから、今から70年前ですよ。70年前に比べて今の気候変動がどうか、自然災害かどうか、豪雨の状況がどうか、水害がどうかって考えたときに、500年に一度、1,000年に一度、だから、そんなに心配ないんですよ、しかも、建物には当然そういった対応もしますよという答弁をいただいたとはいえ、やはり陳情者が書いてあるように、500年に一度、1,000年に一度、果たしてそうなのかと。私は、とてもそういう考えには至りませんね。

ひょっとしたら、5年に一度、10年に一度のペースでそういった巨大な台風、大きな災害をもたらすような天変地異が起こる可能性だって大いにあるわけなんですから、先ほどのような答弁で納得できるかという、なかなか納得はできない。

仮に、じゃ、室戸台風並みの台風が勢力弱めずに上陸して、そのときに大潮であって、複合施設が高潮によって、あるいは高潮だけなのかどうか分かりません。海があふれば、山からの水も逃げませんから、そうやって施設がつかったときにどういった対応するのか、教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、高潮浸水というところに関しましては、要因、私台風と申し上げました。台風というのは、それこそ1週間ぐらい前から、こういった台風が来ますよというのは想定できます。これくらいの規模でこういったルートで来ます。その中で大潮というのも、1年前から分かっている状況の中、そういった例えば室戸台風が勢力を弱めずに来たらどうなるのかというところに、まず高潮で、大潮ではなくても、恐らく風速50メートル以上の暴風雨、道路、もしかしたら車が転がっているかもしれませんし、電柱とか樹木が倒れていたりとか、また、すごい雨になっていますから、もしかしたら、どこかで土砂災害が起きているかもしれません。

そういったところを鑑みて、じゃ、どういったことができるかといったときに、まず我々と

しては、人命は守らないかんといいるところで、そのためにハザードマップというものがございまして、そういったものが来たときに、自分の命を守る行動してくださいと。それでハザードマップで、まず逃げていただきます。今おっしゃられた複合公共施設だけが見つかるわけではなくて、恐らく全て水浸し、そういった中で、じゃ、何ができるのかといったときに、まず、ここに近寄らないということが、僕は一番大事だと思っています。そのためにハザードマップがあって、安全な場所、安全が確保できる場所といふところに、皆さん逃げていただくということが先決だと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 災害のときに、当然区役所の機能というのは、区民にとって、消防の次に重要な機能になるのかなと思うんですが、複合施設は、避難所にはならないんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 その避難所につきましても、災害の種類によってどうするかといふところがございまして。最終的に、避難所にするかどうかといふのは、所管している局の判断といふことにはなるんですけれども、例えば、高潮でなければ、ほかの災害であれば、避難所として使えることもあるのではないかといいるところでございまして。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 先ほどから答弁伺っていると、台風といふのは、ある程度予測ができるからといふところで、なるほど。

じゃ、区役所で、例えばですね、経験上、台風が来ました。当然、まちづくり整備課であったり、そういった関係部署は、まず区役所に待機して情報収集、それから区民に対するいろんな対応、避難者とか、あるいはいろんな対応するんですが、といふことは、室戸台風並みのそういう災害がある程度予見されるときは、そもそも区役所には職員すら立ち寄らないといふことになりますよね。

そういったところで、もしそうなった場合、じゃ、区役所機能といふのは、例えば、まちづくり整備課の機能であったり、あるいはコミュニティ支援課の機能であったりといふのは、どこに移るんですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 例えば門司区役所が使えなかった場合といふところは、代替案として、大里の出張所だったり、そういったところをまず指定しております。同じように、また、そこが使えないのであれば、じゃ、小倉なのかどこなのか。ただ、今言った台風ですと、恐らく小倉も門司もそういった状態じゃないかと思っております。

我々としては、そういったBCPの考え方になると思うんですけれども、そういった機能が低下しないように、じゃ、代替えをどこにするといふところは、しっかりと危機管理室で定めているといふところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）じゃ、複合施設が、仮に完全に機能麻ひしたとき、職員の対応含めて機能麻ひしたときというのは、今日の時点で危機管理室に聞けば、具体的な回答が出てくるということで、認識でよろしいですか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 この門司の複合公共施設というのはこれからできるんで、これからいろんなことを決めていくと思います。ただ、現時点の門司区役所がどうなったとき、使えなくなったときどうするかというところは、しっかりと定めております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）いやいや、複合施設建設予定地が水没する可能性があるというのは、具体的にいつからそういう議論になったか覚えていないけど、年単位も前、多分数か月前じゃないと思う。1年、2年前からそういう議論はあっているわけですよ。この間、複合施設について、門司の区民も交えて、議会もそうですけど、いろんなシミュレーション、いろんな議論、災害のときどうするんだという議論があったわけなんですよ。

今の答弁だと、いやいや、複合施設を建ててから、それは考えるんだというような御答弁に聞こえたんで、すみません。もう一度。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。できてから決めるということではなくて、できるまでに決めるということでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）すみません、繰り返しになるんですが。とはいえ、もう複合施設をそこに建てるということは既定路線であったわけで、今日、例えば、危機管理室にそれを尋ねても、答えは返ってこないんですかね。そもそも課長が、その答えをいただけないというのはちょっと僕納得いかないんですけどね。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 今のところ、どうするかということは、我々はまだ伺っていないというところですけども、繰り返しになりますが、要はしっかりと施設ができるまでの間に、例えば、そういった避難所対応であったり、機能が低下したとき、BCPですね、そういったものをどう取り扱っていくかということは、明確な答えがあるというところで御理解いただければと思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）その明確な答えを聞きたいんですよ。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。今私はその明確な答えを持っておりません。というか、危機管

理室がどう考えているかということも、すみません。また、そこは確認させてください。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） この間、門司の未来を考える会さんほか、門司の市民、区民の方がそういったハザードマップ上のところが予定地だということを繰り返し訴えてきていらっしゃるんですよね。実際、大規模災害のときに、多分私も門司にいるわけではないので、よほどタイミングが合わない限りは、私も地元で別の対応しているんでしょうけど、やっぱり門司の方にとっては、極めて命に関わるような重要な観点でこれまで訴えをされてきているので、今の答弁だと、なかなか現地の方、門司の周辺の方、あるいはこれまでいろんな訴えをされてきた方々が納得するかなど。陳情者も含めて納得はできないだろうなと思っております。

もう、これでとどめます。5つの方策については、また後ほど報告のときにお尋ねします。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第221号、市行政による門司鉄道遺構保存のためのクラウドファンディング実施を行うことを求める決議についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。

（文書表の朗読）

本件については、議会に決議を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。事業推進課長。

○事業推進課長 陳情第221号について、本市の考えを説明いたします。

門司港地域に点在している公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設整備事業については、着実に進めていくこととしております。

本事業では、昨年3月に試掘調査を実施し、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部を発見いたしました。そこで、文化財保護法第95条に基づき、旧門司駅舎に関連する遺構が存在していると考えられる範囲について、同年5月に県に届出を行い、周辺は新たに旧門司駅舎跡に関する周知の埋蔵文化財包蔵地に設定されました。そのような中、調査に当たっては、市の専門学芸員が福岡県とも密に情報交換し、協議の場を持ちながら進めており、調査範囲につきましても、試掘結果を基に専門的知識をもって判断した上で、決定しております。

また、記録調査につきましては、国や九州地区の基準等に基づき適切な水準で行い、全体の3D計測を実施するなど、詳細な記録を行っております。このように発掘調査は、文化財保護法第94条に定める公共工事に伴う記録調査におきまして、法令に基づき適切に対応しております。

一方、旧門司駅関連遺構が出土して以降、市民説明会や要望書の受け取りなどの場面において、専門家や市民の皆様、そして市議会から、できるだけ早期に複合公共施設を整備してほしいという意見から、遺構を現地に残してほしいという意見まで、様々な御意見をいただいております。多種多様な立場からいただいた多くの御意見に対して、市としてどう対応すべきかについて、担当部局が老朽化施設の状況や遺構の状況なども確認しながら、それぞれの意見とその背景にある皆様の思いなどについて、市長、副市長を含め、組織全体で情報を共有するとともに、協議を重ね、慎重かつ丁寧に検討してきました。

その結果、遺構を一部でも現地に残してほしい、あるいは遺構から分かる門司の発展の歴史や鉄道史などを記憶や記録として後世に伝えてほしいなど、市民の皆様方の思いも受け止め、市民の安全・安心を守り、門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策を取りまとめたところです。

その方策の一つである遺構の一部存置については、遺構を少しでも残してほしいという専門家や市民などの思いに何とか応えられないかと知恵を絞り、慎重に検討を重ねた結果、非常に限られた一部であれば、建築工事への影響を最小限に抑えて遺構を残すことが可能との結論に至ったものです。

このように、市としましては、遺構の調査について法令に基づき適切に実施していること、遺構の取扱いについても、市民の安全・安心が第一との考えの下、事業を進める中で最大限できることを5つの方策として取りまとめたものであり、陳情にある遺構の保存資金の確保や、遺構の保存面積の拡充、さらに遺構の調査の拡充のためのクラウドファンディングを実施する考えはございません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に決議を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は、陳情に対する意見や執行部への質問をお願いします。

質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） 今の答弁を伺って、一つ違和感があったのが、この陳情は、市議会から市長に対しクラファンの実施を求めるってあるんですよね。なので、答弁としては、市議会が仮にクラファンの実施を市長に求める決議をすれば、そのとき検討しますというのが、通常の答弁の在り方なんじゃないかなと思うんですけど、いかがですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今のことに関しては、市の考えを述べてほしいというところだったので、今のような答弁になっております。

委員おっしゃられるとおり、市議会からクラウドファンディングをしたほうがいいんじゃない

いかと、そういったお話があって、そういう決議がございましたら、市では適切に対応していくというところでございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、最初から紋切り型で、紋切り型というか、そういう答弁するから、なかなか不信感が拭えないということになるんですよ。

2月議会からも、決議を何本も出しているわけですよ。今議会でも1本出す予定にしていますが、決議出すってよっぽどですからね、特に議案に関する決議なんて。だから、決議に対して、きちんと議会に目いっぱい誠実な対応、仮にできなくてもですよ、できなくても、そういった対応するというのが、本来皆様に求められる姿勢であって、ですから、答弁し直していただいたんで、これ以上言いませんが、これ市議会に求めているんで、決議があった場合は、それをもって対応するというので答弁しないと、なかなか、信頼関係のある議論ができないんで、今後気をつけていただきたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、本委員会に付託されたお手元配付の一覧表記載の請願2件、陳情52件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退出を願います。

（執行部入退室）

次に、都市戦略局から、盛土規制法に関する取組について、及び門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについて、都市整備局から、北九州市道路整備中長期計画素案について、及び小熊野川準用河川改修事業の公共事業再評価についての以上4件について一括して報告を受けます。開発指導課長。

○開発指導課長 盛土規制法に関する取組について御報告いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生しました大規模な土石流災害を受けまして、国は、危険な盛土を全国一律の基準で見直すため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法、これを令和5年5月26日に施行いたしました。

北九州市では、同法に基づく区域の指定を行うため、対象区域案を作成し、パブリックコメ

ントを実施し、今回、この実施結果と指定する対象区域及び運用までのスケジュールについて御報告いたします。

まず、パブリックコメントの結果について御説明いたします。

令和6年10月15日から11月14日までの約1か月間、本庁、各区役所及び出張所などで閲覧、配布を行ったほか、市のホームページや市政だよりによる周知を行い、市民意見の募集を行いました。

意見提出としては、3名の方から計4件の意見をいただきました。意見の内訳としましては、区域案に対して賛意や共感を示す意見が1件、区域案に対して追加や修正を求める意見が3件となっております。

次に、2ページ目、資料①を御覧ください。

いただいた御意見の内容と、それに対する市の考え方について御説明いたします。

番号1の区域案に対し賛意を示された方からは、熱海のような災害が発生しないように規制区域を市内全域に指定することは非常によいことだと思ふといった御意見をいただきました。また、番号2の区域案に対し修正を求める方からは、工業専用地域や平坦な土地を対象区域から除外してほしいといった御意見をいただきました。

これらの意見に対する市の考え方としましては、工業専用地域に多く存在している工場等は、人が活動日常的に行う施設として保全対象に含まれることや、平坦な土地であったとしても、盛土等が安全に行われないことで災害が発生する可能性があることから、対象区域に指定する必要があるため、区域の修正は行わないこととしております。

このほかにも、番号4の北九州空港を候補地としているが、法の条文に該当しないのではないかといただいた御意見をいただきましたが、空港につきましては、人が日常的に往来する公共施設として保全対象に含まれることから、同様に区域の修正は行わないこととしております。

次に、盛土規制法に対する対象区域について御説明いたします。

3ページ目の資料②を御覧ください。

パブリックコメントでの御意見に基づく区域の修正は行っておりませんが、福岡県内で統一して、一般的な地形図として用いられる国土地理院の地理院地図を基に、市内全域を、宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定しております。このため、若松区響町三丁目周辺におきまして、一部埋立て中の箇所についても対象区域として追加しております。

こちらの区域図とパブリックコメントの結果につきましては、委員会報告後に閲覧、配布、ホームページで公表いたします。

次に、北九州市手数料条例の改正について御説明いたします。

4ページ目、資料③を御覧ください。

こちらは、12月議会で議案審査を行っていただいたものです。

法改正に伴いまして、新たに手数料事務が発生することや、審査項目等の追加により処理時

間が増加することから、申請手数料等の新設及び見直しを行う必要が生じたため、北九州市手数料条例の一部を改正することとなりました。

主な改正内容として、宅地造成等に関する工事の許可申請手数料については、改正前は1万2,000円から42万円の間で設定されておりましたが、必要な資力・信用を有することの確認や工事施工者が必要な能力を有することの確認等、審査項目の追加による処理時間の増加に伴い、改正後は1万6,000円から65万円の間金額を見直しております。

そのほか、今回の法改正に伴い新たに追加された項目については、手数料を新設しております。なお、手数料の算出に当たりましては、国が例示している処理時間を用いて設定しております。

続きまして、1ページ目にお戻りください。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

本日の委員会報告後に、パブリックコメントの結果及び対象区域の公表を行います。また、令和7年1月から3月までの約3か月間を、盛土規制法の運用に向けた周知期間とし、事業者説明会等の開催や運用手引の改定を行う予定としております。令和7年4月1日から盛土規制法に基づく新しい運用を開始し、盛土等に伴う災害の防止に努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについて報告いたします。

配付資料の1ページ目を御覧ください。

令和6年11月21日に市長会見で発表した、市民の安全・安心を守り門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策の内容について御報告させていただきます。

門司港地域に点在している公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、着実に進めていくこととしております。

一方、令和5年10月に旧門司駅関連遺構が出土して以降、専門家や市民の皆様、そして市議会から、できるだけ早期に複合公共施設を整備してほしいという意見から、遺構を現地に残してほしいという意見まで、様々な御意見をいただきました。多種多様な立場からいただいた多くの御意見に対しまして、市としてどう対応すべきかについて、老朽化施設の状況や遺構の状況なども確認しながら、それぞれの御意見とその背景にある皆様の思いなどについて協議を重ね、慎重かつ丁寧に検討してまいりました。

その結果、遺構を一部でも現地に残してほしい、あるいは遺構から分かる門司の発展の歴史

や鉄道史などを記憶や記録として後世に伝えてほしいなど、市民の皆様方の思いも受け止め、市民の安全・安心を守り門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策を取りまとめました。

5つの方策についてでございます。

1つ目の方策として、設計内容を変更することなく、工事に大きな影響を与えない遺構の一部を存置することとしました。

2つ目の方策として、旧門司駅が建設された時代の土木技術が顕著に分かる遺構の一部を保管し、複合公共施設の床下に展示いたします。

3つ目の方策としまして、遺構の丁寧な記録保存については、昨年度の調査の結果などを基に今年度もさらなる発掘調査を行い、遺構の写真や3D計測などによる厳密な記録保存作業も行ってきました。発掘調査並びに記録保存に当たりましては、昨年度と同様に国や九州地区の基準等に基づき、また、県の担当者や専門家にも現地を御視察いただき、その際にいただいた助言にも対応しながら適切に行ってまいりました。11月13日までに現地での調査を終え、現在文献調査等を行っているところでございます。

4つ目の方策といたしまして、公共施設内にデジタルも活用した展示コーナーを設置いたします。発掘調査に伴い出土した陶器や瓦などの埋蔵物や、写真や3Dデータなどを基に、当時の門司の歴史や生活、鉄道史など分かりやすく伝える展示コーナーを設ける予定です。

5つ目の方策としまして、子供が学べる素材の作成を行います。今回出土した遺構がどういうものか、また、そこから分かる当時の地理や歴史、生活などについて、子供たちが学べる素材の作成についても検討していきます。

遺構の一部存置及び一部取り出しの候補箇所についてでございます。

まず、一部存置についてでございます。これまでも複合公共施設整備を進める上で、遺構の現地保存は、現計画の変更を伴うことから困難であることはお伝えしてまいりました。しかしながら、遺構を少しでも残してほしいという専門家や市民などの思いに、何とか応えられないかと再度詳細に検討した結果、下図に示す機関車庫の基礎部分（低地部分）のうち、非常に限られた一部であれば、建築工事への影響を最小限に抑えて遺構を残すことが可能と判断し、その箇所を存置することとしました。

次に、一部取り出しについてでございます。門司の発展の歴史や鉄道史などを記憶や記録として残して後世に伝えてほしいという市民の思いに対して、どういったことができるのか、他都市での鉄道遺構に関する展示方法などを情報収集し、検討した結果、遺構の実物を誰もが見学でき、また、往時に思いをはせることができるようにするため、できる限り発掘された状況に近い形で展示することを考えております。機関車庫の基礎部分のうち、下図に示します地形の変化に応じて基礎工法を変え、建設技術の進化と変化が見てとれる2か所のうち、保存状態のよい1か所を取り出し、整備する複合公共施設の床下に展示することとしております。一部取り出しの箇所につきましては、遺構の保存状態、残存量などを確認した上で、どちらか1か

所に決定する予定でございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

造成工事は、令和6年11月15日から着手しており、令和7年3月末に完了する予定です。複合公共施設のくい工事は、補正予算案を御承認いただけましたら、令和7年3月末に契約を締結し、令和7年度当初から着手する予定でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 道路計画課長。

○道路計画課長 北九州市道路整備中長期計画素案に対する市民意見募集の結果について御報告させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

北九州市道路整備中長期計画は、今後の道路整備の方向性や主要施策、道路整備の目標を示すおおむね10年間の計画です。現在の計画は、令和2年4月に策定し、おおむね5年を経過する令和6年度に見直しを行う予定でしたが、令和6年3月に策定した北九州市基本構想・基本計画を踏まえ、新たに計画を策定することといたしました。

令和6年10月17日に、建設建築委員会において計画の素案について御説明を行い、本日は、その後に行った市民意見募集の結果について御報告いたします。

1、意見募集期間についてです。令和6年10月23日から11月13日までの間、本庁、各区役所、出張所18か所での閲覧のほか、市のホームページや市政だより、市公式SNSで周知を行い、市民意見を募集しました。

2、意見提出状況については、11人の方から28件の御意見をいただきました。意見の提出方法の内訳については、電子メールが1人、電話が1人、持参された方が1人、ホームページからの電子申請が8人となっております。

3、意見の内訳については、計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見が9件、計画の今後の進め方などに対する考えを述べた意見が7件、計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見が5件、その他の意見が7件となっております。

4、計画への反映状況については、計画に掲載済みが7件、計画の追加・修正ありが2件、計画の追加・修正なしが12件、その他計画に直接関連がないものが7件となっております。

5、今後のスケジュールについては、本日の委員会で御報告した後、市民意見の募集の結果を公表いたします。その後、令和7年2月に本計画を策定し、ホームページなどで公表することとしております。3月に議会で計画策定の御報告をいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

この資料は、市民からいただいた意見と、その意見に対する市の考え方をまとめたもので、本日の委員会終了後に市のホームページや区役所などで公表するものです。

1ページ目は、ビジョンごとの意見の件数に加え、先ほど御説明しました募集期間や提出状

況についてまとめたものでございます。

2 ページ目を御覧ください。

提出された意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめております。表の左から、いただいた意見の概要、市の考え方、各ページの上に記入している意見内容の番号、意見の反映結果の番号となっております。

これから、主な内容をピックアップして御説明いたします。

まず、1 番から 5 番までがビジョン 1、企業が稼げる強じんなまちを支えるみちづくりに関する意見です。

3 番目の意見、道路整備や管理が必要である。整備や点検、補修を行う予算を確保してもらいたい、に対して、現在進めている戸畑枝光線や恒見朽網線などの早期完成を目指すとともに、スポット的な交差点改良を進めることとし、道路の点検や補修については毎年度予算を確保し、適切に対応していくこととしております。

そのほか、ビジョン 1 については、次の 3 ページ目にかけて、北九州市の道路ネットワークのよさに関する意見や、黒崎駅周辺の国道 200 号の渋滞対策などに関する意見があり、これらは計画に記載済み、または今後の施策の参考にするものでございます。

次に、3 ページの 6 番から 4 ページの 12 番まで、ビジョン 2、人を惹きつけ、若者が集う、彩りある魅力的なみちづくりに関する意見です。

4 ページの 11 番を御覧ください。

防草対策を実施する箇所及び植樹帯を撤去した箇所へのおもてなしベンチ設置の計画について意見がありました。市の考え方としては、防草対策については、走行性や安全性の点で要望が多い箇所など、路線を決めて計画的に進めることとしております。また、おもてなしベンチの設置については、ニーズを把握した上で、特に利用者数の多いバス停周辺や幅の広い歩道、植樹帯の一部などにおいて、設置を検討することとしております。

そのほか、ウォーカブルなまちの実現や、ほこみち制度の周知、ベンチ設置の推進などに関する意見があり、これらについては、計画に記載済み、または今後の施策の参考にしてまいります。

次に、13 番から 5 ページの 18 番まではビジョン 3、安らぎのある暮らしを支えるみちづくりに関する意見です。

13 番、ビッグデータを活用した通学路の整備の促進において、リスクが低減しない箇所については、ハード及びソフト面で対策を講じるべきとの意見がありました。市の考え方としては、対策後の効果検証結果を踏まえ、リスクが低減しない箇所においては、さらなる対策の必要性について、ハード及びソフトの両面で検討を行っていくとして、本編の 46 ページの修正を行いました。

そのほか、生活道路の交通安全対策、事故危険箇所の事故防止対策や道路等損傷箇所市民通

報システムの周知に関する意見がありました。これらについては、計画に記載済み、または今後の施策の参考にしてまいります。

6 ページを御覧ください。

3つのビジョン以外の計画の概要や、効果指標と目標値などに関する御意見についてです。

20番、交通事故対策を行うことに賛同するが、本編16ページのタイトルと本文の記載内容の整合性が取れていないという意見がありました。市の考え方としましては、こういった通学路の安全対策の強化など取り組んでいくこととしまして、意見を踏まえ、本編16ページのタイトルを本文の記載内容と整合が取れるように修正をいたしました。

7 ページを御覧ください。

その他の意見として、歩道のインターロッキングのがたつきに関する要望や、計画全般に対する期待の声などもあり、これらの意見に対する市の考え方は、記載しているとおりでございます。

その次、資料2を御覧ください。

こちらは、前回の計画素案から市民意見を踏まえて修正した内容を記載したものでございます。1点目は、本編16ページの内容とタイトルの修正でございます。2点目は、本編46ページのところで、通学路の安全対策の強化について、ハード面及びソフト面の両面で検討を行うと、本文の修正をしたものでございます。

計画案の全編は、資料3として配付しておりますので、後ほど御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 水環境課長。

○水環境課長 小熊野川準用河川改修事業の公共事業再評価につきまして御報告をさせていただきます。

タブレット資料の1ページを御覧ください。

小熊野川の治水対策として進めております本事業につきまして、調査、設計、警察協議等を行った結果、安全性を確保するため、仮設工、土留めが必要となり、さらに労務単価や資材価格の高騰などにより、当初計画の事業費及び事業期間を大幅に見直す必要が生じたため、今回、公共事業評価の手續として市民意見の公募を行うものでございます。

当初計画の事業費及び事業期間に大幅な見直しが生じたことにつきましては、真摯に受け止め、今後は計画段階から、できる限り精度を高めるよう努めてまいります。

また、市民の皆様に対しては、今回の変更理由や事業継続の必要性につきまして、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

それでは、まず事業目的でございます。平成30年7月豪雨により約6ヘクタールの浸水被害が発生したため、治水対策を実施し、市民の安全・安心を確保するものでございます。

次に、事業内容でございます。タブレット資料の2ページ目を御覧ください。左側の図面で

ございます。

まず、小熊野川の位置でございます。紫川の支流であり、図面の右下の山田緑地付近の山田町から左上の紫川、国道3号貴船橋の少し上流へと流れる準用河川でございます。

この小熊野川は、昭和53年に全体計画を策定し、青の破線で示しております下流側の1号分水路、2号分水路は、平成11年までに既に整備が完了しております。その後、平成30年7月豪雨により、水色のだ円で示してございます約6ヘクタールの範囲におきまして、写真のような浸水被害が発生いたしましたので、改めて治水対策の検討に着手し、令和3年度に事業計画を策定したものでございます。

また、写真の下の事業概要の上から4行目、整備目標につきましては、おおむね5年に一度としておりましたが、おおむね10年に一度の頻度で発生する降雨が、安全に流れる目標へと見直しを行いました。

今回の整備内容は、赤で示してございます3号分水路が572メートル、河道拡幅・掘削が480メートル、調節池が1基、貯留量2万2,000立米で、事業延長は1,860メートルでございます。

続きまして、変更内容でございます。左下の表を御覧ください。

令和3年度当初計画と令和6年度の事業費、事業期間を比較したものでございます。国からの補助金を活用できるよう、当初策定した基本計画において計上いたしました全体事業費は9億円でございます。その内訳は、3号分水路が2億円、調節池が5億円、河道拡幅・掘削が2億円でございます。しかしながら、令和3年の事業認可後、補助金を活用し、調査、設計、警察協議等を行った結果、3号分水路が13億円となり11億円の増額、調節池は4億円となり1億円の減額、河道拡幅・掘削は4億円となり2億円の増額で、事業費は合計で21億円となり12億円増額することが分かりましたので、今回、公共事業評価を受け、市民意見の公募を行うものでございます。

また、事業期間につきましても、令和4年度から令和8年度までの5年間で、仮設工の施工に時間を要することから19年間となり、14年間の延伸となるものでございます。

次に、このように事業費が増額する主な理由を御説明させていただきます。資料の右側を御覧ください。

まず、3号分水路につきましては、平成30年7月豪雨で浸水被害を受け、早期の事業化を目指し、国の事業認可に向けて策定いたしました令和3年度の計画におきまして、過去の実績として、1行目でございますが、2号分水路の事業費を参考に算出いたしました。その後、事業認可を受け、補助金が活用できるようになりましたので、詳細な調査、設計に着手し、警察協議等を実施した結果、通行スペースを確保、そして安全性の観点から仮設工を増工することにより、約8億円の増額となるものでございます。

仮設工法が高額となる要因は、地質調査を行った結果、地盤の強度を表すN値が600を超えており、とても硬質な岩盤層であったことによるものでございます。また、労務単価や資材価格

の高騰なども、増額の要因の一つでございます。

次に、河道拡幅・掘削の事業費が増額した理由を御説明させていただきます。

令和3年度時点では、素掘りによる施工を予定しておりましたが、一部区間におきまして家が隣接していることから、仮設工を増工することにより約2億円の増額となるものでございます。なお、仮設工法が高額となる要因は、3号分水路と同様、硬質な岩盤層が想定されるためでございます。

次に、事業期間の延伸理由でございます。

事業期間が延伸する理由は、地質調査の結果、硬質な岩盤層における仮設工の増工に伴い、施工に時間を要するためでございます。加えて、河川は下流側からの施工となりますので、分水路が完了した後に拡幅・掘削部の工事に着手することとなるため、当初計画より14年間の延伸となったものでございます。なお、事業期間をなるべく短縮し、効果が少しでも早く出るよう、分水路と調節池は並行して施工する予定でございます。

タブレット、1ページにお戻りください。最後に、4、今後の予定についてでございます。

令和6年12月下旬に、公共事業評価に関する検討会議、外部評価を実施し、令和7年1月中旬から2月中旬に、市民意見の公募、パブリックコメントを行う予定でございます。なお、市民意見の公募の結果につきましては、改めて2月議会の常任委員会で御報告させていただきます。

以上で小熊野川準用河川改修事業の公共事業再評価についての御報告を終わらせていただきます。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） ちょっと順番が前後するんですが、最後に御説明いただいた小熊野川の公共事業再評価ですね、昨日も課長さんが私のところへ来られて、御丁寧な御説明いただいたんですが、公共事業再評価というのは、何らかの国の制度、法律に基づいてされているのかどうか。すみません、私不勉強で、恥を忍んでお尋ねします。国の制度等に基づいて再評価されているのかどうかということをお聞きします。

その上で、この再評価に関しては、昨日の課長さんの説明もそうだったんですが、災害がこんだけ多い中で急いで工事をやらないといけない。でも、一旦立ち止まって再評価をされている。要は、急いでやらないといけないんだけど丁寧に、というのが両立されていて、非常に私としては好感持てる、高い評価をしているわけですが。その中で、近年の気候変動とか短時間豪雨だとかきちっと書かれている。本当に市民の安全、生命を守ろうとしているという姿勢がうかがえて、とても都市戦略局のさっきの自然災害に関する議論と隔たりがあって、同じ行政かと思ってしまうんですが、まず、それを1点お聞きしたい。その制度に基づいて再評価して

いるのかというところですね。

それと、門司港のこの5つの方策について、いろんな御批判とか御希望、御意見があるから、何とかこういってことで御容赦くださいねというようなことなんでしょうが、僕は、この遺構の一部存置、存置という言葉が知らなかったとか、使ったことなかったんで、保存じゃなくて存置という言葉を使っているという、なぜ存置という言葉をごここに持ち出してきたのかというのを、まずお伺いしたい。

それと、折尾駅方式、要は施設の床下に戻し、ガラス板を張ることで展示する折尾駅方式。これは一部取り出して、また、元のところに持ってきて床下に置いて、ガラスを張るのか、ちょっとそこを具体的に教えていただきたい。

それと、ごめんなさい。一部存置の部分ですね、たまたまここが残せるから、ここを残すのかなと思っているんですが、ここがどういった旧門司駅の部分になるのかというのを教えてください。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 水環境課長。

○水環境課長 公共事業評価の根拠につきまして御回答させていただきます。

こちらは、総務省、国の制度に倣いまして、本市におきましても北九州市公共事業評価システム要綱がございます。これに基づいて行っているものでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 門司港の質問2つお答えさせていただきます。

まず、存置とは何かというところですが、どこか残せるところがないかというところで、要は、その場で手を加えずに、現状のままそこに残すというところで、存置という言葉をお使いしております。この場所なんですけれども、機関車庫跡の部分で考えております。

2つ目の折尾駅方式、元の位置に持ってくるのかというところですが、我々はここを切り出した後で、なるべく元の位置に近いところを、その建物の構造等の関係がありますのでジャストポイントには戻せないんですが、複合公共施設の中でなるべく近い場所というところに持ってきて、床下に置くというところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） まず、小熊野川の件についてはありがとうございました。

すみません。不勉強なもので、さらに恥を忍んで伺うんですが、公共事業の再評価、あんまり聞かない、そんなに年に何件もやっているという感じではないんですが、もうちょっと具体的に伺います。

これは、例えば、事業費が大きく膨れ上がったとか、そういった再評価の基準があるのかなと思うんですが、今回はどのような基準に当たっちゃったから、ここが再評価の対象になったというのを具体的に、この工事が幾らになったから再評価になりましたみたいな説明を伺えたらと思います。

○委員長（泉日出夫君）水環境課長。

○水環境課長 公共事業の再評価につきましては、今年度小熊野川が1件でございます。

今回再評価になりましたのは、実施設計を行った後に10億円を超えたもので、再評価にかけたものでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）ということは、だから複合公共施設を、今回入札不調に終わったんで再度入札します。その時点で、当然価格は、相当な金額上がっているんでしょうけど、それは、公共事業の再評価の基準には全く当たらないという理解でいいんですかね。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 公共事業の再評価でございますが、門司港地域複合公共施設整備事業は、平成30年度に、まず事前評価1、令和4年度に事前評価2を実施しまして、事業を進めてきたところでございます。

北九州市の公共事業評価では、まず、事業費が予算化されてから5年度目の事業、2つ目としまして、事業内容を変更する必要性が生じた事業のうち、特に評価が必要なものについて再評価するということになっております。

門司港の事業につきましては、現在、予算化が令和4年度でございますが、予算化されて3年目の事業であるということ、また、事前評価を行った際の事業内容、集約施設であったり、施設規模等に変更がないということから、再評価の対象には該当しないという判断をしております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）とはいえ、公共事業の再評価というのは、繰り返しになりますけど、やはり予算規模、事業費が諸般の事情で相当増額になったというところ、すみません、僕詳しく勉強していないんだけど。公共事業の再評価があるというのは、当然、原資が税金であることで、その事業費が大きく膨らむことによって市民あるいは国民に対して説明が必要であるということが、再評価の制度、基準の根本にあると思うんですが、そこは御見解はいかがですか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 近年の物価高騰であったり、人件費の高騰というところで、この事業だけに限らず全ての事業、日本全国でございますが、工事費等の高騰とか、そういったものはございます。それで、当然事業費が増えるということもございます。

繰り返しにはなりますが、先ほどの門司港の事業の再評価の判断でございますが、予算化してから3年というところと、内容自体は当時、事業評価を受けたときから何ら変わっておりません。その中で予算だけが、お金だけが上がったというところで、事業内容につきまして変更があったということではないことから、再評価として該当はしないという判断でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 矛盾しているんですよね。遺構の一部存置、確かに工事に大きな影響与えない場所でのという説明は書いていますが、遺構の一部存置、それから遺構の一部取り出し。これも少なくとも2月定例会での補正予算の方針、あの日の方針とは全く違うわけですよね。そういったことも含めて、これも私にとっては計画の変更であると考えます。

計画の変更ではないんですかね、これ。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 存置する場所につきましては、通常、そこは一度全部取り出して土で埋めるというような形にはなります。ただ、そこに物を残したまま、要は作業するという形で、そこに手を加えないというところで、設計には影響がないということなので、変更ではないと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私は変更であると考えるわけですね。

となると、そもそも一体どれぐらい工事費、事業費が膨らむか全く分からないんですよね。という中で大幅な増額、要は市の財政、全部じゃないけど原資が税金である以上、これは公共事業の再評価というのは当然すべきと考えます。しなくていいという判断されているでしょうけど、小熊野川だって相当な額、相当な額と言うたって、多分、複合公共施設の今後の見通しよりもはるかに少ない増額ではあるので、これは、公共事業の再評価はすべきじゃないかと考えますが、見解を伺います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々、この事業の予算がぐんと、金額が上がったときに、その公共事業評価を担当しております財政・変革局とも当然協議はしております。その中で今回、これは再評価の対象ではないという判断をいただいているというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） いえ、これはね、再評価すべきだと私は主張します。再評価してください。

子供が学べる素材の作成、これ5つの方策ということなんですが、これは都市ブランドに聞いたほうがいいんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。これは、委員会の中でも私説明したことあるかもしれませんが、この門司の遺構に関しましては、子供たちの教材になり得るのではないかと判断の中、どうしたら、そういった将来の子供たち、また、その下、孫たちにつないでいけるかということ考えたときに、そういった教材、この門司の遺構のことを伝えられるような物、形として残すというところで、今後検討していくというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 遺構の価値とか当時の技術とか歴史も含めて、子供たちに教えるのはいいんですけど、やはり世界 ICOMOS がヘリテージ・アラートを出したんだけど、壊しちゃったというようなことは、できるだけ子供たちには教えないでいただきたい。教えるのであれば、何というか、そういった負の部分も含めて、教え方を工夫していただきたいなと思います。

最後に、これ要望なんですけど、先ほど、小熊野川の公共事業再評価については、昨日、本当に御丁寧な説明をいただいたわけですが、この5つの方策については、市長の会見の事前に説明はなかったかと思うんで、そういった部署によって、非常に丁寧に説明していただいたり、あるいは全然そういうような説明がなかったりという、何かばらつきをもうちょっとこう、基準をある程度統一していただきたいと、これは強く要望します。終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 西田委員の続きになるとは思いますけれども、まず、この5つの方策についてということで、市長が会見の中で明らかにしたんだけど、耳障りのいい表現にはなっていますけれども、子供が学べる素材の作成だとかというのは、文化財保護法上の義務なんですよ。当たり前のことなんですよ。

それから、一部存置と言いますが、そのまま残すって書いてはいますが、これも埋め戻すだけですよ、工事に支障のないところは埋め戻してやりますよということだけの話であって、根本的に市長が最初に言っていた一部移築、この方針にぐるっと回って返ってきただけなんですよ。遺構を破壊するということは何も変わっていない事実だということを、まずもって申し上げたい。これは都市戦略局に言うても仕方ないことですので、意見にとどめます。

私からは、くい打ちについて聞きたいんですけど、例えば、4月以降にくい打ちが始まりますよね、そして、くい打ち作業に6か月間かかりますという答弁が昨日ありました。そうすると、このWTO案件の6か月間という期間と、これは全く重なるわけであって、要するに、その期間を無駄にせずに、くい打ちだけを先に行うということですよ。そうすると、6か月後の再度の入札というのは、これポイントになるんですよ。

ここで、西田委員も言われましたけども、再入札が不調に終わるなんてことは考えられないと言いましたが、なぜ、その根拠は何なのか、教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 再入札につきましては、まず我々として、先ほども申しておりますが、当然物価の上昇だったり、人件費の高騰であったり、そういったものを、その発注のタイミングに合わせてしっかりと見直して、しっかりとした予定価格を出させていただくと。その中で事業者で、それが適切かどうかというのがございます。いずれにしても適切な価格で工事費等を算出しまして、再入札に臨むというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それでは、不調に終わった理由はどう考えていますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 不調というか、入札中止、応札者がなかったということですが、日本全国、ほかの事業におきましても、入札不調だったり、そういったことは結構出ております。その中で、やはり物価の高騰、人件費の高騰、そういったところが、まず原因に上げられるということで、我々はそういう認識をしております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それでは、価格そのものが評価に値しなかったという認識ですか、応札者がなかったということは。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、この事業に関しまして、入札に応じてもいいと手を挙げていただいたところがございます。いろいろ御質問も受け、その御質問に返しております。その中で事業者が見積りを行って、結果として、予定価格内で応札できないという判断であったと認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、市が設定した額は、評価に値しなかったということですよ。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。委員がおっしゃられる評価というところが、いまいち私理解できなくて申し訳ないんですけども、要はその価格というところが合わなかったという認識でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 次は、ポイントとなる再入札のときには、こういう事態は許されないという認識ですよ。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 応札者が出るように、我々としても、しっかりと入札に向けて準備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そちら辺の、どこがどう足らなかったのかという分析はされていますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 こちらの発注は建築課にはなりますが、なぜ今回応札者がいなかったのかということに関して、しっかりと検証を行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 以上で終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問や意見ありませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

それでは、執行部の入室をお願いします。

(執行部入室)

最後に、今後緊急を要する事件がなければ、本日が今任期中最後の委員会となります。ここで、一言御挨拶を申し上げます。

(委員長が挨拶を行った。)

(副委員長が挨拶を行った。)

それでは続きまして、局長からの御挨拶がありましたね。都市戦略局長。

(都市戦略局長が挨拶を行った。)

ありがとうございました。

本日は、以上をもって閉会といたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟